平成２２年（フ）第８８３号
広島県東広島市黒瀬春日野１丁目７番地６
債務者　小栗　マヤ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８９号
香川県善通寺市文京町２丁目３番１―402号あけぼの団地
債務者　山口　美紀
1　決定年月日時　平成22年６月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第３１８９号
福岡市博多区吉塚５丁目11番35号
債務者　大園　慶一
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第３３９２号
福岡市南区塩原１丁目５番３号
債務者　梅野　静香
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８０号
福岡県糸島市曽根378番地24
債務者　大石八重子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８２号
福岡市東区美和台１丁目53番３号
債務者　甲斐　友紹
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５８３号
福岡市東区美和台１丁目53番３号
債務者　甲斐ひとみ
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第７３８号
福岡市東区御島崎１丁目40番611号
債務者　中村　達頼
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第８６９号
福岡県筑紫郡那珂川町仲３丁目17番１―812号　東峰マンション那珂川
債務者　香谷　京子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８４号
福岡県春日市松ヶ丘２丁目144番地
債務者　辻　　光廣
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第９８５号
福岡県春日市松ヶ丘２丁目144番地
債務者　辻　みさ子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０８４号
福岡市中央区小笹１丁目８番７―302号
債務者　秀島登美子（旧姓城戸）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１０９４号
福岡市博多区美野島１丁目23番31号
債務者　指方　久子（旧姓福井）
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１０７号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1386番地６シャロームコーポ201号
債務者　小田　弘樹
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１１０号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄６丁目９番地　ベスタ那珂川808号
債務者　石田　乾造
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１１１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄６丁目９番地　ベスタ那珂川808号
債務者　石田　紋子
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１１８号
福岡県朝倉市屋永4327番地22
債務者　黒田　　武
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１１３７号
福岡県宗像市日の里４丁目５番地６
債務者　山本　義弘
1　決定年月日時　平成22年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部